

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

■ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、平成30年3月末における自己資本比率は、14.64%となりました。

■ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|-----------------|
| 発行主体 | 三重県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 286億円（前年度286億円） |

後配出資金

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|-----------------|
| 発行主体 | 三重県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 後配出資金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 104億円（前年度104億円） |

永久劣後特約付借入金

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------------|-----------------|
| 発行主体 | 三重県信用農業協同組合連合会 |
| 資本調達手段の種類 | 永久劣後特約付借入金 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 177億円（前年度207億円） |
| 一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約 | あり [*] |

^{*}劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、監督当局の事前承認が得られた場合には、1か月前までの事前通知により、各金銭交付日から10年が経過した以降の利息支払期日にいつでもその全部または一部を償還可能

当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、影響度が大きく計量可能な財務上の諸リスクを中心に、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において総体的に捉えたリスクを、自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

V 自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|--|---------|-------------|---------|-------------|
| | | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 |
| コア資本に係る基礎項目（1） | | | | |
| 普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額 | 84,865 | | 86,457 | |
| うち、出資金および資本準備金の額 | 39,124 | | 39,124 | |
| うち、再評価積立金の額 | - | | - | |
| うち、利益剰余金の額 | 46,940 | | 48,476 | |
| うち、外部流出予定額（△） | 1,199 | | 1,143 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | | - | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 4,780 | | 5,229 | |
| うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額 | 4,780 | | 5,229 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | | - | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 20,739 | | 17,776 | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ） | 110,385 | | 109,463 | |
| コア資本に係る調整項目（2） | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 35 | 23 | 36 | 9 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - | - | - |
| うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 35 | 23 | 36 | 9 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | - | - | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - | - | - |
| 前払年金費用の額 | - | - | - | - |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | - | - | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - | - | - |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - | - | - |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | - | - | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - | - | - |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | - | - | - | - |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | - | - | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - | - | - |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | - | - | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | 35 | | 36 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額（（イ） - （ロ））（ハ） | 110,350 | | 109,427 | |

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|--|---------|-------------|---------|-------------|
| | | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 |
| リスク・アセット等 (3) | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 683,346 | | 733,908 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △56,103 | | △54,917 | |
| うち、無形固定資産 (のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) | 23 | | 9 | |
| うち、繰延税金資産 | - | | - | |
| うち、前払年金費用 | - | | - | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △56,127 | | △54,926 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 14,227 | | 13,305 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | | - | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二) | 697,573 | | 747,214 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (二)) | 15.81% | | 14.64% | |

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

V 自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 信用リスク・アセット | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|--|---------------|----------------|-------------------|---------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 我が国の中央政府および中央銀行向け | 213,350 | — | — | 232,260 | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | 70,320 | — | — | 82,200 | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | 2,980 | 298 | 11 | 6,649 | 664 | 26 |
| 我が国の政府関係機関向け | 62,432 | 5,865 | 234 | 64,313 | 6,249 | 249 |
| 地方三公社向け | 1,500 | 20 | 0 | 2,500 | 20 | 0 |
| 金融機関および第一種金融商品取引業者向け | 1,267,435 | 253,370 | 10,134 | 1,299,802 | 259,825 | 10,393 |
| 法人等向け | 234,690 | 160,842 | 6,433 | 272,772 | 188,281 | 7,531 |
| 中小企業等向けおよび個人向け | 315 | 224 | 8 | 346 | 245 | 9 |
| 抵当権付住宅ローン | 41 | 14 | 0 | 36 | 12 | 0 |
| 不動産取得等事業向け | 4,979 | 1,721 | 68 | 4,850 | 1,385 | 55 |
| 三月以上延滞等 | 1,079 | 1,404 | 56 | 8,876 | 13,117 | 524 |
| 信用保証協会等による保証付 | 796 | 61 | 2 | 765 | 75 | 3 |
| 出資等 | 27,800 | 27,800 | 1,112 | 38,697 | 38,697 | 1,547 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段 | 109,625 | 274,063 | 10,962 | 109,434 | 273,586 | 10,943 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されないもの | 361 | 904 | 36 | 289 | 723 | 28 |
| 複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | 8,882 | 8,995 | 359 | 4,648 | 1,823 | 72 |
| 証券化 | — | — | — | — | — | — |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの | | △56,103 | △2,244 | | △54,917 | △2,196 |
| 上記以外 | 20,928 | 3,564 | 142 | 25,079 | 3,548 | 141 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 2,027,520 | 683,048 | 27,321 | 2,153,524 | 733,341 | 29,333 |
| CVAリスク相当額÷8% | | 295 | 11 | | 543 | 21 |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | 92 | 1 | 0 | 1,132 | 23 | 0 |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 2,027,613 | 683,346 | 27,333 | 2,154,656 | 733,908 | 29,356 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法> | | | 所要自己資本額 | | | 所要自己資本額 |
| | | a | b=a×4% | | a | b=a×4% |
| | | 14,227 | 569 | | 13,305 | 532 |
| 所要自己資本額 | | | 所要自己資本額 | | | 所要自己資本額 |
| | | a | b=a×4% | | a | b=a×4% |
| | | 697,573 | 27,902 | | 747,214 | 29,888 |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本にかかる調整項目および土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものを、不算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
 (相利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷8%
 直近3年間のうち相利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益獲得に際し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、とりわけ貸出金の信用リスクについては、内部格付制度に基づく適正なポートフォリオ運営・管理および収益管理を行うことにより、適切に管理しています。

信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく年間の対処方針、運用方針等は、理事長以下で構成する企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、理事長以下で構成するリスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議・決定しています。

与信審査については、営業部門から独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき、以下のとおり適切に計上しています。

- 実質破綻先・破綻先に対する債権について、Ⅲ分類およびⅣ分類全額を個別貸倒引当金として計上。
- 破綻懸念先に対する債権について、Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を見積もる方法または貸倒実績率に基づく方法により個別貸倒引当金を計上。
- 正常先・要注意先に対する債権について、貸倒実績率に基づき一般貸倒引当金を計上。

■ 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適合格付機関 |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター（R&I） |
| 株式会社日本格付研究所（JCR） |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） |
| S & Pグローバル・レーティング（S & P） |
| フィッチレーティングスリミテッド（Fitch） |

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適合格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|-------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府および中央銀行 | | 日本貿易保険 |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー（長期） | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー（短期） | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

V 自己資本の充実の状況

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | | | | | 平成29年度 | | | | | |
|------------|----------------------|-----------|---------|------------|----------------|----------------------|-----------|---------|------------|----------------|-----|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー | |
| 国 内 | 2,005,445 | 225,129 | 462,189 | - | 476 | 2,132,434 | 249,568 | 551,106 | - | 8,275 | |
| 国 外 | 22,167 | - | 22,167 | - | - | 22,222 | - | 22,222 | - | - | |
| 地域別残高計 | 2,027,613 | 225,129 | 484,356 | - | 476 | 2,154,656 | 249,568 | 573,329 | - | 8,275 | |
| 法人 | 農 業 | 2,657 | 2,657 | - | - | 2,856 | 2,856 | - | - | - | |
| | 林 業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 水 産 業 | 72 | 72 | - | - | 63 | 63 | - | - | - | |
| | 製 造 業 | 49,801 | 23,758 | 24,757 | - | 62,354 | 24,463 | 35,081 | - | - | |
| | 鉱 業 | 536 | 512 | - | - | 481 | 481 | - | - | - | |
| | 建設・不動産業 | 45,490 | 29,130 | 11,076 | - | 466 | 50,110 | 29,349 | 15,669 | - | 328 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 50,066 | 4,993 | 44,916 | - | - | 56,125 | 4,834 | 51,190 | - | - |
| | 運輸・通信業 | 39,645 | 11,206 | 25,464 | - | - | 36,680 | 11,470 | 22,037 | - | - |
| | 金融・保険業 | 1,453,975 | 83,643 | 86,793 | - | - | 1,486,868 | 103,523 | 97,990 | - | - |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 40,548 | 29,024 | 10,605 | - | - | 50,144 | 32,677 | 16,392 | - | - |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 282,628 | 38,396 | 244,231 | - | - | 313,539 | 37,153 | 276,385 | - | - |
| 上記以外 | 3,083 | - | 2,732 | - | - | 6,101 | 247 | 2,605 | - | 7,933 | |
| 個 人 | 1,057 | 1,057 | - | - | 10 | 994 | 994 | - | - | 12 | |
| そ の 他 | 58,048 | 675 | 33,776 | - | - | 88,334 | 1,454 | 55,974 | - | - | |
| 業種別残高計 | 2,027,613 | 225,129 | 484,356 | - | 476 | 2,154,656 | 249,568 | 573,329 | - | 8,275 | |
| 1 年 以 下 | 1,274,057 | 19,922 | 46,104 | - | | 1,279,081 | 22,046 | 48,058 | - | | |
| 1年超3年以下 | 113,898 | 15,460 | 98,437 | - | | 106,425 | 20,575 | 85,850 | - | | |
| 3年超5年以下 | 118,721 | 33,463 | 85,257 | - | | 83,068 | 29,292 | 53,776 | - | | |
| 5年超7年以下 | 85,498 | 48,050 | 37,448 | - | | 98,084 | 49,870 | 48,213 | - | | |
| 7年超10年以下 | 48,332 | 14,853 | 33,479 | - | | 74,421 | 15,625 | 58,796 | - | | |
| 10 年 超 | 177,696 | 27,843 | 149,852 | - | | 254,118 | 31,459 | 222,658 | - | | |
| 期限の定めのないもの | 209,407 | 65,535 | 33,776 | - | | 259,455 | 80,699 | 55,974 | - | | |
| 残存期間別残高計 | 2,027,613 | 225,129 | 484,356 | - | | 2,154,656 | 249,568 | 573,329 | - | | |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | | | | 平成29年度 | | | |
|---------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | 期末残高 |
| 一般貸倒引当金 | 619 | 613 | 619 | 613 | 613 | 626 | 613 | 626 |
| 個別貸倒引当金 | 4,231 | 4,326 | 4,231 | 4,326 | 4,326 | 4,509 | 4,326 | 4,509 |
| 合計 | 4,850 | 4,939 | 4,850 | 4,939 | 4,939 | 5,135 | 4,939 | 5,135 |

(注) 洗替表示となっています。

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

| | | 平成28年度 | | | | | 貸出金 償却 | 平成29年度 | | | | |
|------|----------------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | | 個別貸倒引当金 | | | | 貸出金 償却 | | 個別貸倒引当金 | | | | 貸出金 償却 |
| | | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中 減少額 | 期末 残高 | | | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中 減少額 | 期末 残高 | |
| 国 | 内 | 4,231 | 4,326 | 4,231 | 4,326 | | 4,326 | 4,509 | 4,326 | 4,509 | | |
| 国 | 外 | — | — | — | — | | — | — | — | — | | |
| 地域別計 | | 4,231 | 4,326 | 4,231 | 4,326 | | 4,326 | 4,509 | 4,326 | 4,509 | | |
| 法人 | 農業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 林業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 水産業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 製造業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 鉱業 | 504 | 457 | 504 | 457 | — | 457 | 435 | 457 | 435 | — | |
| | 建設・不動産業 | 3,535 | 3,685 | 3,535 | 3,685 | — | 3,685 | 3,892 | 3,685 | 3,892 | — | |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 運輸・通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 金融・保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 159 | 158 | 159 | 158 | — | 158 | 157 | 158 | 157 | — | |
| 上記以外 | 4 | 3 | 4 | 3 | — | 3 | 1 | 3 | 1 | — | | |
| 個人 | | 27 | 22 | 27 | 22 | — | 22 | 21 | 22 | 21 | — | |
| 業種別計 | | 4,231 | 4,326 | 4,231 | 4,326 | — | 4,326 | 4,509 | 4,326 | 4,509 | — | |

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 洗替表示となっています。

V 自己資本の充実の状況

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

| | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|----------------|------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | 0% | - | 305,696 | 305,696 | - | 339,169 | 339,169 |
| | 2% | - | 92 | 92 | - | 1,090 | 1,090 |
| | 4% | - | - | - | - | - | - |
| | 10% | - | 63,595 | 63,595 | - | 71,407 | 71,407 |
| | 20% | 12,095 | 1,271,187 | 1,283,282 | 10,455 | 1,304,779 | 1,315,235 |
| | 35% | - | 41 | 41 | - | 36 | 36 |
| | 50% | 122,379 | 2,044 | 124,423 | 145,063 | 2,266 | 147,330 |
| | 75% | - | 310 | 310 | - | 341 | 341 |
| | 100% | 57,927 | 79,171 | 137,099 | 68,825 | 94,616 | 163,441 |
| | 150% | 602 | 5,208 | 5,810 | 601 | 8,100 | 8,702 |
| | 200% | - | 103,835 | 103,835 | - | 103,240 | 103,240 |
| | 250% | - | 3,345 | 3,345 | - | 4,279 | 4,279 |
| | その他 | - | 101 | 101 | - | 390 | 390 |
| 1250% | - | - | - | - | - | - | |
| 合計 | | 193,004 | 1,834,632 | 2,027,636 | 224,946 | 1,929,719 | 2,154,665 |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

V 自己資本の充実の状況

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|--------------------------|--------------|-------|------------------|--------------|-------|------------------|
| | 適格金融 資産担保 | 保証 | クレジット・ デリバティブ | 適格金融 資産担保 | 保証 | クレジット・ デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | - | - | - | - | - | - |
| 我が国の政府関係機関向け | - | 3,857 | - | - | 1,818 | - |
| 地方三公社向け | - | 1,400 | - | - | 2,400 | - |
| 金融機関および第一種 金融商品取引業者向け | - | - | - | - | - | - |
| 法人等向け | 120 | - | - | 107 | 1,000 | - |
| 中小企業等向けおよび個人向け | 5 | - | - | 5 | - | - |
| 抵当権付住宅ローン | - | - | - | - | - | - |
| 不動産取得等事業向け | - | - | - | - | - | - |
| 三月以上延滞等 証券化 | - | - | - | - | - | - |
| 中央清算機関関連 | - | - | - | - | - | - |
| 上記以外 | - | 1,504 | - | - | 1,504 | - |
| 合計 | 125 | 6,762 | - | 112 | 6,724 | - |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破綻など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、取引相手に対する有価証券等の引渡しまたは資金の支払いをその反対取引に先立って行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

○派生商品取引

「余裕金運用方針」および「運用基準」において、先物、オプション取引の運用枠および1回の購入限度額、ロスカット基準等を設定し、保有有価証券の価格下落リスクヘッジ、取得予定有価証券の価格上昇リスクヘッジ等の目的で実施しています。

○長期決済期間取引

原則行いません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレント・エクスポージャー方式 | カレント・エクスポージャー方式 |

平成28年度

(単位：百万円)

| | グロス再構築コストの額 | 信用リスク削減効果勘案前の与信相当額 | 担保 | | | 信用リスク削減効果勘案後の与信相当額 |
|------------------------------|-------------|--------------------|---------|----|-----|--------------------|
| | | | 現金・自会貯金 | 債券 | その他 | |
| (1) 外国為替関連取引 | 253 | 528 | - | - | - | 528 |
| (2) 金利関連取引 | - | 4 | - | - | - | 4 |
| (3) 金関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (4) 株式関連取引 | - | 59 | - | - | - | 59 |
| (5) 貴金属（金を除く）関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (6) その他コモディティ関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (7) クレジット・デリバティブ | 2 | 52 | - | - | - | 52 |
| 派生商品合計 | 256 | 645 | - | - | - | 645 |
| 長期決済期間取引 | - | 4 | - | - | - | 4 |
| 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△） | | - | | | | - |
| 合計 | 256 | 650 | - | - | - | 650 |

平成29年度

(単位：百万円)

| | グロス再構築コストの額 | 信用リスク削減効果勘案前の与信相当額 | 担保 | | | 信用リスク削減効果勘案後の与信相当額 |
|------------------------------|-------------|--------------------|---------|----|-----|--------------------|
| | | | 現金・自会貯金 | 債券 | その他 | |
| (1) 外国為替関連取引 | 449 | 967 | - | - | - | 967 |
| (2) 金利関連取引 | 0 | 0 | - | - | - | 0 |
| (3) 金関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (4) 株式関連取引 | 87 | 673 | - | - | - | 673 |
| (5) 貴金属（金を除く）関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (6) その他コモディティ関連取引 | - | - | - | - | - | - |
| (7) クレジット・デリバティブ | - | 115 | - | - | - | 115 |
| 派生商品合計 | 536 | 1,756 | - | - | - | 1,756 |
| 長期決済期間取引 | - | 6 | - | - | - | 6 |
| 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△） | | - | | | | - |
| 合計 | 536 | 1,763 | - | - | - | 1,763 |

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破綻など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

V 自己資本の充実の状況

- (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、適切なリスク管理のもと、証券化取引を運用手段の一つとして継続的な活用を図っています。なお、当会は、証券を購入する投資家の役割であり、他の役割（オリジネーター、サービサー信用補完の提供者等）を担うことはありません。また、証券化取引は、信用リスク、金利リスク、ならびに証券化エクスポージャー固有の構造上の特性や裏付け資産等に起因するリスクを有しており、証券の保有額は、当会が格付ごとに個別に定める保有限度額内で管理しています。

■ 体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーについてのリスク特性および構造上の特性、ならびに証券化エクスポージャーの裏付け資産についてのリスク特性およびその状況を継続的に把握するために必要な体制を整備しています。また、投資決定時に市場環境および投資案件にかかる妥当性の分析・評価を行うとともに、投資期間中には定期的なモニタリングを実施し、投資案件の時価評価、格付状況ならびに裏付け資産の内容等を把握し、リスク管理委員会に報告しています。

■ 信用リスク・アセット額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品にかかる会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所要の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|-----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R & I) |
| 株式会社日本格付研究所 (JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) |
| S & Pグローバル・レーティング(S & P) |
| フィッチレーティングスリミテッド (Fitch) |

■ 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

■ 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは災害等により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクに含まれる種々のリスクのうち、とりわけ重要である事務リスク管理について、事務ミス発生時に速やかに経営層まで発生状況・原因等を報告し、再発防止策を講じる取り組みや事務処理堅確化の一助となる各種要領・マニュアル等の整備を進め、事務ミス発生の未然防止を図る取り組みを行っています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

V 自己資本の充実の状況

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会で保有する出資その他これに類するエクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「8. 金利リスクに関する事項」の「金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、個別に出資先等の財務状況、当会との関わり合い等を考慮したうえで、適切にリスク管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|-----|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | 8,572 | 8,572 | 11,048 | 11,048 |
| 非上場 | 73,545 | 73,545 | 73,544 | 73,544 |
| 合計 | 82,117 | 82,117 | 84,593 | 84,593 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| 405 | 146 | - | 870 | 24 | - |

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

| 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|--------|-----|--------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 2,058 | 103 | 2,364 | 104 |

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

8. 金利リスクに関する事項

■ 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動に伴い損失を被るリスクのことで、具体的には資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うために効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。なお、市場リスクとは、金利のみならず、為替、株式等様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。

実際のリスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各資産ごとのリスク・リターン、相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じた最適な資金配分を行っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行およびモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクマネジメントにかかる運営状況（投資方針等ALM委員会の主要決定事項、当面の市場見通し等）について、毎月理事会に報告する体制をとっています。

■ 金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、月次で、分散共分散法によるVaR（信頼区間99%、保有期間250日（有価証券は60日））の計測を行っています。

(1) 内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

(単位：百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------------------------|--------|--------|
| 内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 | 13,492 | 10,167 |

(注) 内部管理で使用している市場リスクVaRから、金利リスクに関係のない株式等のVaRを控除した値（相関考慮前の値）を記載しています。